平成２３年（フ）第６６９号
千葉市稲毛区園生町1223番地１稲毛パークハウスＢ棟205号
破産者　和田　静代
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８５８号
横浜市磯子区磯子８丁目11番１―201号
破産者　株式会社ｎｉ―ＣＯＢＯ
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４２９号
横浜市中区扇町１―１―25　キンガビル４階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区荒木町11番地２
破産者　フォルトゥーナ株式会社
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２５号
愛知県瀬戸市中水野町１丁目576番地の３
破産者　株式会社花原興業
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４０８号
名古屋市天白区高島１丁目1608番地
破産者　ジョイインターナショナル有限会社
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１７年（フ）第３８２６号
堺市南区槇塚台２丁27番６号
破産者　新熊　憲三
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１３号
大阪府堺市南区原山台２丁２番１棟センタービル２階、商業登記簿上の本店所在地大阪府和泉市唐国町２丁目11番11―505号
破産者　株式会社小判寿し
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１０４号
大阪府阪南市鳥取89番地の１
破産者　株式会社なかや
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１２７号
大阪府貝塚市清児1139番地
破産者　株式会社リーフォーク
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４５８号
大阪府岸和田市荒木町２丁目19番４号　103号
破産者　株式会社ペイントドクター
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４８１号
大阪府岸和田市別所町１丁目21番18号
破産者　株式会社センネット
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８４６号
兵庫県三田市友が丘１丁目18番地の９
破産者　有限会社セイユー
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４７号
兵庫県川西市緑台２丁目１番地の72
破産者　有限会社ティワィ
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８２号
神戸市灘区六甲台町８番47―602号
破産者　門田　　真
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０号
兵庫県姫路市町坪163番地の１
破産者　有限会社ビッグイーコーポレーション
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１６号
北海道旭川市永山町７丁目34番地
破産者　上川通運株式会社
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７０号
青森市大字泉野字野脇22番地
破産者　株式会社小笠鶴建設
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
埼玉県東松山市松山町２丁目８番38号
破産者　株式会社タカラ
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１３４号
千葉県富里市高野239番地25
破産者　金子　義寛
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３３７号
東京都渋谷区東３丁目25番３号
破産者　有限会社エム・プランニング
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８５３号
愛知県犬山市大字上野字南向1096番地　ファミールヴィレッジ403
破産者　加藤　和洋
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６５７号
岐阜市粟野西３丁目77番地の15
破産者　有限会社栄印刷
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所